

「札幌市国民健康保険施術費制度あり方検討会設置要領」

(目的)

第1条 札幌市国民健康保険事業施行規則第8条の規定に基づき、札幌市国民健康保険医業類似行為施術費のあり方を検討するため、札幌市国民健康保険運営協議会のもと、札幌市国民健康保険施術費制度あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討会の構成)

第2条 検討会は、次に掲げる者10名程度をもって構成する。

- (1) 運協委員 5名
- (2) 医師 1名
- (3) 施術関係団体 2名
- (4) 公募市民 2名

2 検討会の座長及び座長代行は、札幌市国民健康保険運営協議会委員の中から各1人を選出する。

3 座長が欠けたときは、又は事故があるときは、座長代行がその職務を代行する。

4 座長は、その検討会の会務を総括する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から平成26年3月31日までとする。なお、検討会の進捗状況によってはこの限りでない。

2 委員に欠員が生じた場合は速やかに後任者を選任する。

(委員の氏名等の公表)

第4条 委員の氏名、所属、役職、有する学識等について公表するものとする。

(会議)

第5条 検討会は、座長が招集する。

2 検討会は委員の2分の1以上の出席がなければ、その会議を開くことができない。

3 議事は、出席員数の過半数で決し、可否同数の場合は座長が決するところによる。

4 検討会は公開とし、検討会開催の都度に議事録を作成し、公表するものとする。

(謝礼)

第6条 検討会の会議に出席した委員に対して、札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)別表中「その他の附属機関の委員」に定める報酬日額に準じて12,500円を支給する。

(委員の守秘義務)

第7条 検討会の委員又は委員の職務にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、保健福祉局保険医療部において行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は札幌市国民健康保険運営協議会会長と協議のうえ座長が定める。

この要領は、平成25年9月11日から施行する。